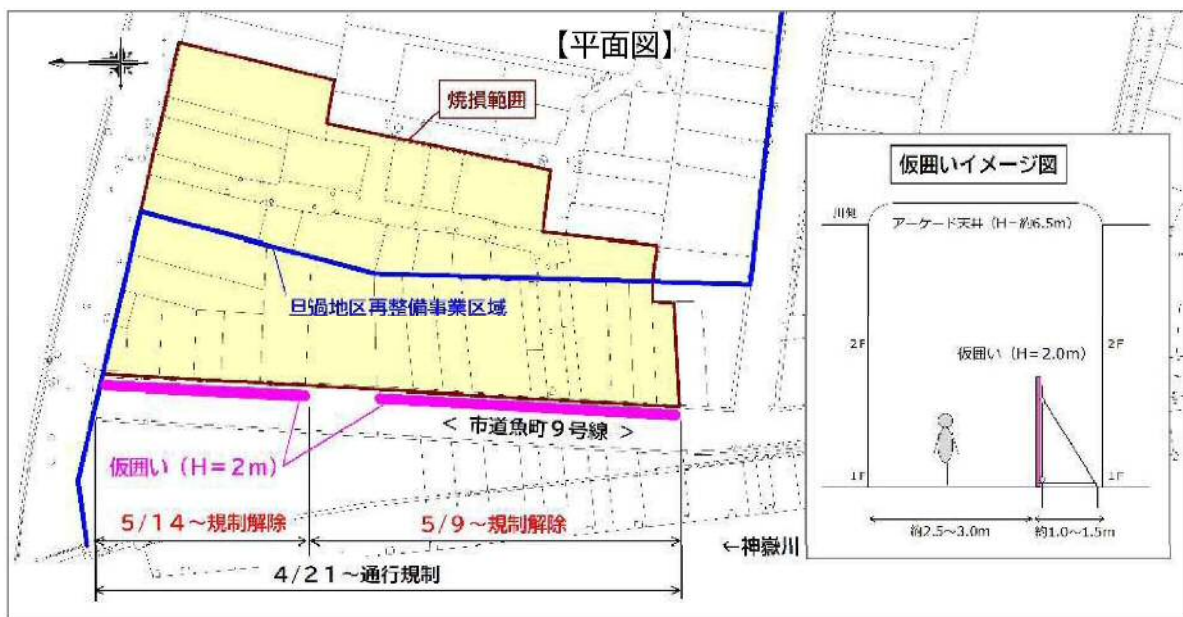


旦過市場の火災に関する対応について

1 旦過市場の火災

- (1) 覚知日時 令和4年4月19日(火) 2時38分
- (2) 対応状況 4月19日(火) 11時53分 鎮火状態
4月21日(木) 19時30分 鎮火
- (3) 死傷者等 なし
- (4) 焼損状況 焼損店舗数 42店舗
焼損面積 1,924㎡



2 旦過地区火災に関する市の取組状況

別紙1のとおり

3 商店街等における空き店舗活用事業の特例措置について

別紙2のとおり

令和 4 年 5 月 26 日
産業経済局

旦過地区火災に関する市の取組状況

	取組項目	内 容
1	プロジェクト チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内横断的に事業者の支援や災害復旧など、迅速な対応を図るためプロジェクトチームを設置。(4/20) 構成員：産業経済局長、環境局長、建設局長、消防局長、小倉北区長 オブザーバー：北九州商工会議所、福岡県中小企業振興課 開催状況：第1回会議 4/20 第2回会議 4/28 第3回会議 5/25
2	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・融資や店舗移転に関する補助、その他生活に関する様々な相談に応じる相談窓口を設置。(4/20～5/31) 設置場所：市立商工貿易会館3階 9:00～17:00(土日祝日除く) 受付件数：34件(5/24 17時現在)
3	応援相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・市に寄せられた寄付やボランティア等、支援の内容の整理と受け入れる被災者との調整を図る窓口を設置。(4/20) 設置場所：産業経済局産業政策課にて受付 受付件数：111件(5/24 17時現在)
4	クラウド ファンディング	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき撤去費用などの資金調達のため、小倉中央商業連合会がクラウドファンディングを立ち上げ。市は、立上げに関する支援や広報を協力。 募集期間：4/26～5/31 目標金額：1,000万円 達成金額：約4,650万円(2,100件)(5/24 18時現在)
5	市の施設への がれき受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・処理手数料の減免、手続きの簡素化(4/27に被災者へチラシを配布) ・ゴールデンウィーク期間中の片付け作業に対応するため旦過市場内に臨時相談窓口を設置。(相談件数：23件)
6	市場通り (アーケード通り) の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害が発生しないよう、火災によるアーケードの影響調査及び仮囲いなどの安全対策を実施。 4/27～ アーケード調査 5/5～ 仮囲い着手 5/9～ 一部区間(60mのうち40m) 暫定供用開始 5/14～ 全区間で暫定供用開始
7	区役所での 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所内での連携した相談・支援体制の構築。 ・旦過地区への応援メッセージの発信、募金箱(小倉中央商業連合会)の設置など。
8	火災現場の 消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・市場関係者からの異臭や害虫発生に関する要望を受け、プロジェクトチームから保健福祉局へ消毒作業を依頼。 作業予定日：5/27 19時～26時
9	地元会合への 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生日から旦過市場関係者が連日開催している会議や、被災者が4/21に立ち上げた「被災者の会」に参加。 ・被災地区で組織する「旦過地区復旧対策会議」へ市もオブザーバーとして参加。(4/27、5/7、5/12、5/19、5/20開催) (産業経済局商業サービス産業政策課、建設局神嶽川旦過地区整備室)

商店街等における空き店舗活用事業の特例措置の実施について

【案】

1 背景・目的

これまでも商店街の火災の際には、既存の「商店街空き店舗活用事業」の活用を呼び掛けてきたが、近年100年に一度と言われるような豪雨など大規模災害が頻発しており、今後被災した事業者への支援が必要になるケースも多くなると予想される。

そこで、商店街の火災及び自然災害に遭った事業者に限定して「北九州市商店街の空き店舗の活用に関する補助事業」に特例措置を設け、火災や災害により店舗が流出し、商店街のにぎわいが失われるのを防ぎ、商店街の復興を支援するもの。

なお、必要経費については、令和4年6月の補正予算の提出を予定している。

2 主な改正内容

(1) 補助率及び補助上限額の引上げ

【改正前】補助率1/2、上限額75万円 ➡ 【改正後】補助率4/5、上限120万円

(2) 補助対象経費の拡大

通常は補助対象外となっている設備工事費、運搬料等を含め、店舗移転に要する経費全般を補助対象経費とする。

(3) 補助対象エリアの拡大

災害の状況や被災事業者の業種などを考慮し、対象地区の補助対象エリアを一部拡大する。

【通常の空き店舗補助事業と今回の特例措置(案)の比較】

	通常の空き店舗補助	(株)メイト黒崎破産時の特例 (令和元年度)	今回の特例措置(案)
対象者	・市内在住の個人事業者 ・市内に事業所を有する法人(大企業を除く)	クロサキメイトビル内で店舗を営業している個人・法人(大企業を除く)	火災・自然災害により被災した店舗を営業している個人・法人(大企業を除く)
対象経費	①開業時の店舗改装費 ※設備工事費、器具、備品は対象外 ②賃借料(1年間)	店舗移転に伴う経費全般 ※設備工事費、器具、備品、運搬料等含む	①店舗移転に伴う経費全般※設備工事費、器具、備品、運搬料等含む ②賃借料(1年間)
活用できるケース	商店街の空き店舗へ新規出店	クロサキメイトビルから商店街の空き店舗への移転	・商店街の空き店舗への移転 ・仮店舗から商店街の再建店舗への移転
補助率	1/2	4/5	4/5
上限	75万円	120万円	120万円
対象エリア	市内の商店街	市内の商店街+黒崎地区の商店街近接エリア	市内の商店街+被災商店街の近隣エリア